

# パネルディスカッション レジューメ

中尾 修 氏 ((公財)東京財団研究員)

## 分権時代に求められる地方議会の活性化策

－ 栗山町議会の実践例と町村議会議長会第2次活性化研究会報告より －

東京財団研究員 中尾 修

### 1、徹底した情報公開と住民参加

- 1) 議会報告会（平成17年3月）の実施、議会基本条例（平成18年5月）に発展、住民と議会信頼の回路・重要なインフラ  
回数を重ねると結果報告会（審議のプロセス含）では住民不満 議案そのものに意見を言いたい － 現在は結論を出す前に住民の意見を聴く場を設定
- 2) 議案審議に参考人制度を多岐に活用する  
・例 合併調査特別委員会に相手自治体財政担当者の出席を求める

### 2、政策提言・機関としての活動

委員会提案の重要性・議会（機関）としての住民要望に応える  
高齢化社会の問題は特別会計（国保・介護・病院・上下水道他）に表れる  
十分な審査から政策につながる問題が見えてくる  
議会が機関として本来の権限を行使する時 議論（討論）が発生する

### 3、第2次地方（町村）議会活性化研究会（委員長 佐藤 竺）

最終報告（あるべき議会像を求めて）より － 平成18年4月 －

住民の議会への風当たりは一向に弱まる気配が見られず、どこまでも定数削減圧力はとどまるどころを知らない現状である。この逆境を乗り切る大前提は、議会は民主的  
地方自治の根幹たることの認識を住民のあいだに広め、その減縮が結局は住民に不利益として跳ね返ってくることを身をもって経験してもらうほかない。

自治体としての町村変革が不可欠となることから、その先端に行く議員は、とりわけ政策形成能力と行政監督能力の向上に努め、理論武装のための自己努力と環境整備をめざす  
必要があり、常に時代の最先端に行く知識と情報の把握とそのためには議会事務局など補佐機能や仕組みの充実を図り、国や都道府県あるいは執行部とも対等に渡り合えるだけの実力を養い、議会の常任委員会や会派はその分担の分業機関になるべきである。  
町村議会活動活性化のためには、その伝統的体制の180度の転換を図り、議会が主役の地位を確立する必要を改めて強調して議会の必要不可欠性をアピールするとともに、  
実践をとおしてそれを立証していく地道な活動が求められているとし、

- ・公聴会を全議案について検討し当面は参考人制度を活用する。
- ・住民が本会議や委員会に出席し、議員と協力して議案を審議したり、自由に質問・発言したりできる体制を整備する などと、提言。

## 栗山町議会基本条例(前文)

栗山町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長(以下「町長」という。)とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。